

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区湊西3丁目10-14
電話 (243) 0141
13年4月22日

会内外に訪問対話、チラシ配布!

料飲支部



料飲支部婦人部の雪子さん、山賀さんの提案で、3月末から、山賀さんが読者拡大した黒川の契約農家から仕入れた無農薬野菜を配りながら、連日、会員訪問を行なっています。受け取った会員も快く

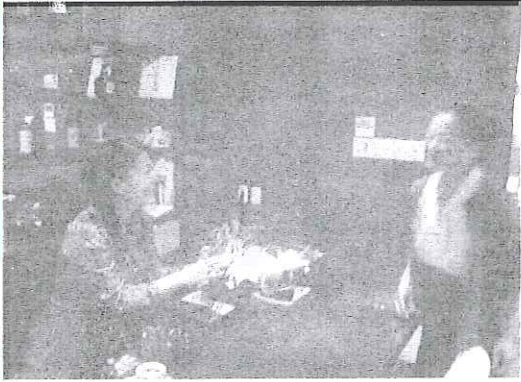
対応してくれ、和やかに会話が弾みます。同時に税務署事後調査「事前通知チェック表」を渡し納税者の権利を説明し、消費税増税中止の署名を募り、宣伝紙を託し読者拡大のお願いもしています。

スナックを営んでいる会員たちからは、「消費税が上がっても、セット料金には転嫁できない。とてもやっていけない。」「今でも分納でやっと払っているのに。」などの切実な声。「何としても、消費税増税を阻止しなければ!」と訴えていました。

支部の枠を越えチラシで宣伝

また4月9日には、料飲支部役員総出で、支部の枠を越え、中央支部地域でのチラシ配布による訪問対話活動が行なわれました。

会外からは「うちは、売上げが少ないから消費税は関係ないよ。」などの反応。それに対し、「増税を許したら、次は免税点が下げられるか撤廃される惧れがある。」との説明に、表情が真剣になっていました。



5月19日の商エフェアinにいがたの準備すすむ

五月一九日(日) 午前二〇時〜午後三時
新潟駅南口中央広場

メインテーマ

中小業者とすすめる高齢者、障害者にやさしいまちづくり

◎ステージでの文化行事と、屋台での楽しい物産交流実施します。

◎豪華景品・大抽選券付五〇〇円買い物券前売り中。当日会場のお店のお買いものに使えます。大抽選会の抽選券になります。

テレビで宣伝します!

5月14日(火)

TeNY『夕方ワイド新潟一番』の【テレビ伝言板】に出演します。
みなさん、テレビを観てください!

青年部で訪問対話運動はじまる

青年部

青年部では四月二十日〜二十一日にかけて地元新潟で開催される全商連地方別活動者会議に参加する長崎青年会計部長を自信持って送り出せるようにと青年部対象者と入会対象者を訪問し活発に対話を行っています。訪問初日には長崎さん、阿部さん、事務局で行動しました。

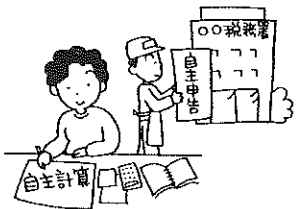
入会対象の若い事業主が営む喫茶店を訪問した長崎さんと阿部さんは商工新聞と青年部ニュースを手にしながら民商の魅力や青年部の活動を熱心に説明しました。
長崎さんは訪問してみて楽しかった、これからも色々なお店を訪問して仲間を増やしたいと語っています。

消費税増税へ怒りの声全国から！

四・一国民集会に五千人駆けつけ

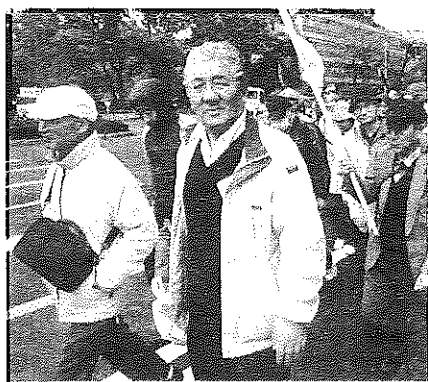
四月一日に、消費税増税中止を求める国民集会が開催され、全国から五千人、新潟民商から六人が参加しました。

午前中は、新潟県選出の国会議員への要請行動。新潟民商からの代表は三人ずつ二班に分かれてまわりました。一班は、三区の斉藤洋明議員（自民党）と比例区の漆原良夫議員（公明党）を訪問。議会中にもかかわらず両方とも議員本人に会えました。五十嵐真理子さん（寺尾支部）、渡辺みゆきさん（小針支部）が、5%でも四苦八苦して消費税を納めていること、10%になったら到底払えないことを切々と訴えました。斉藤議員は「そういう話によく聴いている。その声を受け止めて判断したい」と答えました。二班は、一区の石崎徹・六区の高取修一両議員（自民党）を訪問、議員本人には会えませんでした。石崎議員に署名を預かりました。



各界から怒りの声、増税絶対阻止を！

お昼から、日比谷野外音楽堂で集会を開催、全国から



デモに出発細山副会長

ら五千人が集まりました。集会ではジャーナリストの斉藤貴男さんと日弁連前会長の宇都宮健児さんがあいさつ。宇都宮氏は「貧困と格差の拡大を解消するには消

費増税を中止し、富裕層への課税を強化すること」と語り、会場から拍手が起こりました。東日本大震災被災地、消費者団体、年金生活者、タクシー労働者、農民・中小業者の各層から消費税の過酷さが報告されました。



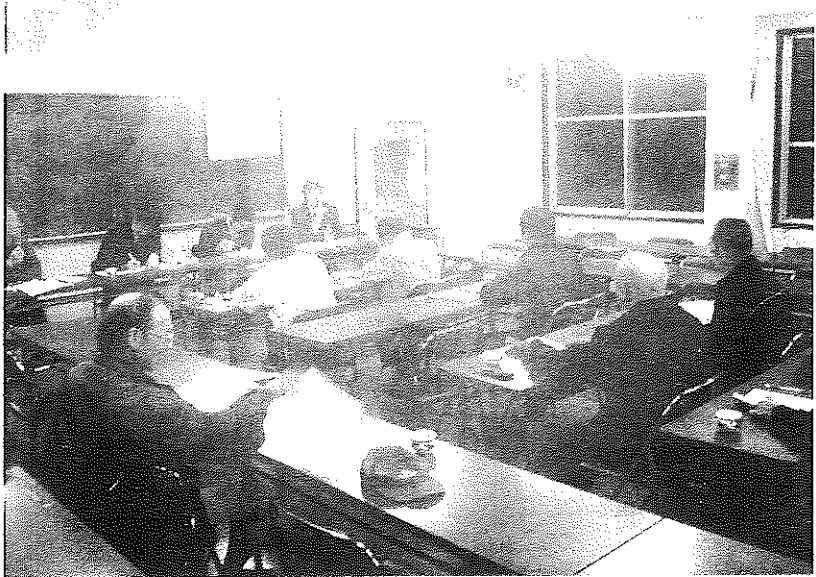
消費税増税絶対反対!!!

集会後、国会に向けデモ更新、国会でシニプレヒコールで消費税増税反対を力強く訴えました。

市健幸すまいリフォーム助成 すでに予算の24%の申し込み

市職員講師に説明会開催

市健幸すまいリフォーム助成が三月二五日から受付が開始されたのを受け、一〇日に市住環境政策課を呼んだ説明会を開催、一〇名が参加し熱心な話し合いがされました。



申込のスピードが早い

この日までにすでに七千万円の申し込みがあったとの説明がありました。大手やホームセンターの申し込みもあり、仕事の受注には大手に負けない営業と出足早い申し込みが必要になっています。

たくさんの方が質問がされました

- Q.「グラグラしている手すりを直すのは対象になるか？」 A.「あくまでも維持ではなく、今あるバリアを取り除くのが対象なのでダメ」
- Q.「倉庫として使っている一階を直して居住用にするのは対象になるか？」 A.「建物の面積の半分以上が居住用であれば対象になる」
- Q.「自分の家を直したいが対象になるか？」 A.「個人の建設業者が自分で直すのは対象にならない。法人ならいい。他の業者に仕事を頼むなら対象になる」など活発な話し合いがされました

仕事確保のために
早い営業と申し込みを！